

世羅町商工会人材育成助成要綱

（目 的）

第1条 世羅町商工会（以下「本会」という。）は、世羅町商工業の活力向上を支援する事業補助金を受け、後継者不足により事業継続が困難な状況が見込まれる町内中小企業対策事業として、後継者育成に向けた各種研修会の受講や専門家の派遣、若年者新規雇用を行う場合に要する経費の一部を町からの補助金の範囲内で支援し、本町産業の活性化を促進するとともに、雇用の創出を図ることを目的とする。

（対象要件）

第2条 下記の各項目に該当する者に対して支給するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第122号）第2条に規定する中小企業者であり、世羅町に本店または支店等がある者又は世羅町に本店または支店等の開設を予定している者
- (2) 本会の会員事業者であること
- (3) 町税（国民健康保険税を含む）を滞納していない者
- (4) 風俗営業の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業でないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としている事業でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと
- (7) 助成の対象経費が他の補助金等の対象経費と重複していないこと
- (8) その他商工会長が認める者

（助成内容）

第3条 人材育成に関する事業を実施するための必要経費として次に掲げるものとする。ただし、予算の範囲内において助成額を調整することがある。

（1）研修等受講支援

中小企業経営者が本人又は従業員等が、事業継承に必要な知識、技術の習得及び資格取得のために各種研修会・講習会を受講した場合の受講料、教材費等

（2）後継者育成雇用支援

中小企業の事業継続に必要な人材確保のため、本会の会員である事業主の後継者（雇用時において45歳未満で、将来的に当該事業所の事業主となることが相当に見込まれる者をいう）であり、世羅町内に住所を有する者を対象とし、新規に雇用した場合の12か月を限度とする人件費（当該申請年度内に採用後12か月を経過する者も含む）

（3）専門家派遣支援

中小企業が事業継続や経営の向上を図る上で抱える諸問題に対し、各分野の専門家を派遣し、適切な診断・助言を得ることにより問題解決を図るために要する費用

（助成金額及び助成条件）

第4条 人材育成に関する助成金を下記の通り、行うものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

（1）研修等受講支援

受講料の 3 分の 2（千円未満を切捨てた額）を上限とし、1 事業者について同一年度内の支給は 6 万円を上限とする。

(2) 後継者育成雇用支援

1 事業者当たり雇用者 1 名限りとし、雇用した月から 12 か月分を限度として 60 万円以内（月額 5 万円以内）を助成する。遡及申請の場合は、申請年度の 4 月から採用後 12 か月を経過する月分までを支給対象とする。当該被雇用者は雇用保険に加入すること（法人にあっては取締役等に就任、個人事業にあっては事業専従者等の理由により雇用保険への加入が不可能な場合はこの限りではない。）とし、助成金交付終了月の翌月から起算して 24 か月以上の間、正社員として継続して雇用されなければならない。また、当該事業所においては新規に雇用する日の前日から起算して、6 か月前の日から交付日までの間に、雇用する常用労働者を解雇等したことがないこと。（※正社員とは、労働契約期間の定めがなく、フルタイムで働く常用労働者として雇用される者とする。）

(3) 専門家派遣支援

事業者より申請のあった専門家派遣依頼を受け、世羅町商工会が支援適格と判断したものに対し、予算の範囲内で費用の一部（専門家謝金・交通費等）を助成する。本制度による謝金の額は 1 時間当たり 8,000 円、1 回当たりの派遣時間の上限は 3 時間（支援に際して資料等の作成が必要な場合は別に 1 時間の加算）までとする。交通費等については、商工会で定める旅費基準等により計算し支給する。

（申請手続き）

第 5 条 交付を希望する場合は、下記の要領にて手続きを行うものとする。

【研修等受講支援】

(1) 助成対象者の範囲

本会の会員である事業主、その事業専従者、後継者及び従業員が、事業上必要な知識、技能を習得するための研修会等を受講する場合を対象とする。

(2) 申請（研修会等開催日の前日までの申請に限る）

- ①事前申請書（様式 1-1）
- ②町税の納税証明書（滞納のない証明書）（様式 2）
- ③受講内容と受講料が把握できる書類（受講案内等の写し）

【後継者育成雇用支援】

(1) 助成対象者の範囲

本会の会員である事業主の子または事業後継者としての資質を有する若年者（雇用時において 45 歳未満の者をいう）を対象とし、申請年度内に新たに雇い入れられる者、または申請時点において採用後 12 か月を経過していない者とする。

(2) 申請

- ①後継者育成助成制度申請書（様式 3）
- ②町税の納税証明書（様式 2）
- ③世羅町商工会人材育成助成要綱（第 4 条）の規定に該当する旨の誓約書（様式 4）
- ④雇入通知書
- ⑤労働条件通知書
- ⑥登記事項証明書（代表者事項証明書を含む）・就業規則（法人の場合に限る）
- ⑦その他商工会長が必要と認める書類

【専門家派遣支援】

(1) 助成対象者の範囲

本会の会員である事業主、その事業専従者、後継者及び従業員が、専門家の指導を受ける場合を対象とする。

(2) 申請（指導前日までの申請に限る）

- ①専門家派遣申請書（様式 7）
- ②町税の納税証明書（様式 2）
- ③その他商工会長が必要と認める書類

（審査・交付決定）

第 6 条 商工会長は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容（経営者及び助成対象者との面接審査等を実施）を検討し、審査会で助成を決定する。

2 前項の決定の後、本会より下記の内容で交付決定を行う。

【研修等受講支援・後継者育成雇用支援】

交付決定通知書（様式 6）を申請者に送付する。なお、研修等受講支援に係る助成申請額に変更が生じる場合、申請者は遅滞なく商工会事務局へその理由と内容を報告しなければならない。

【専門家派遣支援】

専門家派遣依頼書（様式 8）を専門家に送付し、当該専門家からの専門家派遣依頼承諾書（様式 9）の提出をもって交付内容の確定を行う。

（支給手続き）

第 7 条 本会会長は、助成金等の支給に際し、申請者に対し、下記の報告書類を求め、取組内容の確認を行う。支給処理は内容確認の後、申請者または派遣専門家の指定口座に振込むことで行う。

【研修等受講支援】 研修会等を受講後

- ①受講終了報告書（様式 1-2）
- ②受講修了書（写し）・受講料領収書（写し）

【後継者育成雇用支援】 3 か月経過後毎

- ①後継者育成助成制度継続雇用報告書（様式 5）
- ②出勤状態が把握できる書類（出勤簿・タイムカード・賃金台帳等）
- ③その他商工会長が必要と認める書類

【専門家派遣支援】

- ①専門家支援実施報告書（様式 10）
- ②旅費請求書（様式 11）

（助成金の打切り・返還等）

第 8 条 商工会長は、人材育成交付金の交付を受けているものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、人材育成交付金の交付決定を取り消し、または既に交付した人材育成交付金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 人材育成交付金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき
- (2) その他不正の事実があったとき

(実績報告)

第9条 助成金を受けた申請者は、本会に対し下記の報告を行わなければならない。

【研修等受講支援】

受講終了後に受講終了報告書（様式 1-2）において、受講成果を報告するものとする。

【後継者育成雇用支援】

助成金交付終了後、2 年間にわたり出勤状態が把握できる書類と併せ、後継者育成助成制度継続雇用報告書（様式 5）を提出するものとする。

【専門家派遣支援】

専門家派遣終了後、専門家支援報告書（様式 12）を提出するものとする。

附 則

(実施の時期)

1 この要綱は、平成 28 年 5 月 11 日から施行する。

(実施の時期)

1 この要綱の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

(実施の時期)

1 この要綱の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日より実施する。